

政令第百二十七号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第八条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年四月三十日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

御名 御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第一章同条の次に次の二条を加える。  
第三条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。

第三条の二 法第十三条第二項第一号の施設又は講習会(以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設設置者又は講習会の実施者(以下この条において「設置者等」という)は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設のある地又は講習会の開催地(以下この条において「所在地等」という)の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人(地方公共団体を除く)であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項(厚生労働省令で定めるものに限る)を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項(前項の厚生労働省令で定めるもの以外のもの)であつて厚生労働省令で定めるものに限る)に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設設置者の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設設置者の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要であると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。若しくは前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の十二の表第二十一号の五の二十五第二項第二号の項中「いう」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十一条の五の二十五第二項第二号の項中「いう」の下に「次号及び」を加える。

第四十五条の三第一項中「の」の下に「法第十三条第二項第一号の規定並びに」

第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等」を加え、「第二節第三款(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び」を削り、同条第八項中「児童相談所長」との下に「法第二十一条の五の二十五第二項第二号中」という。とあるのは「と」を削り、同条第九項の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という)と、指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十七第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」とを加える。

(医療法施行令の一部改正)

第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表第七号第一項の項から第十二号第二項の項まで、第十五号第三項の項及び第十六号但書の項を削り、同表第二十三号の二の項及び第二十四号第一項の項を次のように改める。

第二十三号	その開設者	主務大臣
第二十四号	その開設者	主務大臣
第二十四号	その開設者	主務大臣
第二十四号	その開設者	主務大臣
第二十八号	開設者	主務大臣
第二十八号	命ずる	申し出る

第一条の表第二十七号の項を削り、同表第二十八号の項を次のように改める。

第二条第二項中「第七十一条の三第一項」を「第七十一条の四第一項」に改める。



第六條第二項	設置者又は実施者 所在地又は開催場所 届け出なければならない	所管大臣 開催場所 通知するものとする
第七條第二項	実施者 報告しなければならない	所管大臣 通知するものとする
第八條第一項	設置者若しくは長又は実施者	所管大臣
第八條第二項	設置者若しくは長又は実施者 指示	所管大臣 勅告
第九條	認めるとき、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないとき	認めるとき
前条	申請 設置者又は実施者 申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない	申請 書面により、その開催場所の都道府県知事に申し出るものとする

(厚生労働省令への委任)  
第十二条 第四條から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成機関等の指定に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十二條 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

第十條中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により臨床検査技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該臨床検査技師養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十一條中「前條」を「前條第一項」に、「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）」を經由して、主務大臣を「行政庁」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十六條において同じ。）を經由して行わなければならない。

第十二條第一項中「第十條」を「第十條第一項」に、「その所在地の都道府県知事を經由して主務大臣を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十條第一項の指定を受けた臨床検査技師養成所（以下この項及び第十五條第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十三條中「その所在地の都道府県知事を經由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十四條第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同條第二項中「主務大臣」を「行政庁」に、「第十條」を「第十條第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十六條中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を經由して、主務大臣を「行政庁」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。

第十七條の表以外の部分中「第十一條」を「第十條」に改め、同條の表第十一條の項中欄中「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）」を經由して、主務大臣を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十條第 二項 ものとする

ものとする。ただし、当該臨床検査技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。

第十二條 第三項 この項、次條第二項

届出 通知

ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。  
 3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十条第一項の指定を受けた視能訓練士養成所（以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。  
 第十三条中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。  
 この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。  
 第十三条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。  
 第十四条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「行政庁」に、第十五条中「主務大臣」を「行政庁」に、第十条を「第十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。  
 第十六条中「主務大臣」を「行政庁」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。  
 この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。  
 第十七条の表第十六条の項上欄中「第十六条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十七条の表第十二条の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第十二条の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二条 第三項		この項、次条第二項	この項、次条第二項
届出	ものとする	通知	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。

第十七条の表第十三条の項上欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十三条 第二項	報告を 当該報告 ものとする	通知を 当該通知 ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。
-------------	----------------------	--

第十七条の表第十六条の項上欄中「第十六条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に、「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。  
 第十九条の見出しを「行政庁等」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。  
 第二十条中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段」に、「第十六条」を「第十六条後段」に改める。  
 （社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）  
 第二十三条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「主務大臣」の下に、「法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定（次条第一項、第六条第一項並びに第十一条第四項及び第五項において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事」を加える。  
 第四条第一項中「主務大臣」の下に「養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。」を加える。  
 第六条第一項中「主務大臣」の下に「養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。」を加える。  
 第九条の表第三条及び前条の項を次のように改める。

第三条及び前条	設置者 申請書を 提出しなければならない	所管大臣 書面により、 申し出るものとする
---------	----------------------------	-----------------------------



(独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正)  
 第三十条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令(平成十五年政令第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号を次のように改める。  
 五 削除  
 第十四条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康福祉機構」と読み替えるものとする。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正)  
 第三十一条 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号を次のように改める。  
 一 削除  
 第十八条第一項第十一号を次のように改める。

十一 削除  
 第十八条第一項第二十五号中(同条の表第七条第三項の項を除く。次項の表において同じ。)  
 及び「同条の表第三条の三の項及び第四条第二項の項を除く。次項の表において同じ。」を削り、同条第二項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項の項を削り、同表医療法施行令第一条の項を次のように改める。

医療法施行令	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
--------	------	------------------

第十八条第二項の表医療法施行令第四条の五の項を削り、同表保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正)  
 第三十二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行令第二条及び第十一条の改正規定中「及び第十一条第一項」を削り、同改正規定の次に次のように加える。  
 第三十号中「第三十九号第一号から第三十号まで」を「第四十号第二項第一号から第三十号まで若しくは第五号」に改める。

第十一号第五号中「第三十九号第一号から第三十号まで」を「第四十号第二項第一号から第三十号まで若しくは第五号」に「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。  
 第二条のうち社会福祉法施行令第四条第四号の改正規定中「第四号第四号」を「第十三条第四号」に改める。

(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正)  
 第三十三条 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令(平成二十二年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十号を次のように改める。  
 十 削除  
 第十六条第二項の表母子保健法第二十条第五項の項を削り、同表医療法施行令第一条及び第四条の五の項上欄中「及び第四条の五」を削り、同表保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)  
 第三十四条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四号の二十六号第一項中「助言」の下に、「同法第十三条第二項第一号並びに同法第三十条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会(第七十七号の四十九号の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という)の指定等」を加え、同条第七項中「児童相談所長」との下に、「同法第二十一条の五の二十六第二項及び第二十一条の五の二十七第五項(これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む)中の「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項(これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む)中の「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」とを加える。

第七十四号の二十八号第一項中「身体障害者福祉司」というの設置の下に、「同法第十二条第五号の規定による施設の指定」を加える。  
 第七十四号の三十の三第一項中「知的障害者福祉司」というの設置の下に、「同法第十四条第五号の規定による施設の指定」を加える。

第七十四号の三十二第三項中「これを」との下に、「同法第五十一条の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指定都市の市長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三第二項中「指定都市の市長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市の市長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の市長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三第三項第五項中「都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」とを加える。

第七十四号の三十四第一項中「事務(」の下に「同法第四十八条第六項第三号及び同法第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設(第七十四号の四十九の十四第一項において「登録養成施設」という)の登録等、同法第四十八条第六項第四号並びに同法第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十号まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条の規定による同号の講習会(第七十四号の四十九の十四第一項において「登録講習会」という)の登録等」を、「制定」の下に「並びに同法第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同法第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等」を加える。  
 第七十四号の三十五を次のように改める。

(医療に関する事務)  
 第七十四号の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四条第一項及び第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務(診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八十九条の二、第二十七条、第九号、第二十一条、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二十五並びに第三十号並びに同法第四十一条及び第四十二条の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第七十条第三項、第七十五条第三項、第七十八条、第二十一条第二項及び第二十三条の二の規定による病床の許可等、同法第七十条の二第三項から第六項までの規定による条例の制定等並びに同法第四十一条の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令(同法第二十五条に掲げる施設に係るものに限る)並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等(同法第二十一条に掲げる施設及び記録に係るものに限る)に関する事務を除く)とする。

この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中「都道府県」に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。



2 前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、医療法第七條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十條の四第一項に規定する医療計画の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同法第七條の二第一項中「において」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が」と、認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」とあるのは「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこととし、第二項の規定により同条第三項」とする。

第七十四條の四十九の二第一項中第三十号を第三十一号とし、第五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 児童福祉法第十三條第二項第一号並びに児童福祉法施行令第三條の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務  
第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第十二條第五号の規定による施設の指定」を加える。  
第七十四條の四十九の八第一項中「知的障害者福祉司の設置」の下に、「同法第十四條第五号の規定による施設の指定」を加える。

第七十四條の四十九の十四第一項中「事務」の下に「同法第四十八條第六項第三号及び同令第十五條から第二十條までの規定による登録養成施設の登録等、同項第四号並びに同令第二十一條、第二十四條第三項、第二十五條、第二十六條、第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條第一項及び第三十四條の規定による登録講習会の登録等」を、「制定」の下に「並びに同令第九條第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五條から第二十條までの規定による同号の養成施設の登録等」を加える。

別表第一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)の項を削り、同表診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の項中「第八條から第十條まで及び第十三條」を「第八條後段、第九條第一項後段及び第二項後段、第十條第一項後段並びに第十三條後段」に改め、同表保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の項中「第十二條から第十四條まで及び第十七條」を「第十二條後段、第十三條第一項後段及び第二項後段、第十四條第一項後段並びに第十七條後段」に改め、同表歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)の項中「第十條から第十二條まで」を「第十條後段、第十一條第一項後段及び第二項後段、第十二條第一項後段」に、「第十六條」を「第十六條後段」に改め、同表美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百二十七号)の項を削り、同表臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の項中「第十一條から第十三條まで」を「第十一條後段、第十二條第一項後段及び第二項後段、第十三條第一項後段」に、「第十六條」を「第十六條後段」に改め、同表調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三三号)の項を削り、同表戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和三十三年政令第三百三三号)の項中「第二條及び」を「第一條第三項及び第四項、第二條並びに」に改め、同表戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十三年政令第三百五十八号)の項中「第十三條第一項」を「第十三條」に改め、同表戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令(昭和四十年政令第八十三号)の項中「第二條及び」を「第一條第三項及び第四項、第二條並びに」に改め、同表理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)の項中「第十條から第十二條まで」を「第十條後段、第十一條第一項後段及び第二項後段、第十二條第一項後段」に、「第

十五條」を「第十五條後段」に改め、同表戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十一年政令第二百二十七号)の項中「第三條及び」を「第二條第三項及び第四項、第三條並びに」に改め、同表戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十二年政令第八十八号)の項中「第二條及び」を「第一條第三項及び第四項、第二條並びに」に改め、同表戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)の項中「第十一條から第十三條まで」を「第十一條後段、第十二條第一項後段及び第二項後段、第十三條第一項後段」に、「第十六條」を「第十六條後段」に改め、同表歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号)の項中「第三條から第五條まで」を「第三條後段、第四條第一項後段及び第二項後段、第五條第一項後段並びに第八條の二後段」に改め、同表あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(平成四年政令第三百一十号)の項中「第二條から第四條まで及び第七條」を「第二條後段、第三條第一項後段及び第二項後段、第四條第二項後段並びに第七條後段」に改め、同表柔道整復師法施行令(平成四年政令第三百二二号)の項中「第三條から第五條まで及び第八條」を「第三條後段、第四條第一項後段及び第二項後段、第五條第一項後段並びに第八條後段」に改める。  
(国立大学法人法施行令の一部改正)  
第三十五條 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條第二項の表医療法施行令第一條の表第七條第一項の項、医療法施行令第一條の表第七條第三項の項及び医療法施行令第一條の表第八條の二第二項及び第九條第一項の項、第十二條第二項の項、第二十四條第一項の項及び第二十八條の項の項を削り、同表医療法施行令第一條の表第二十三條の二の項の次に次のように加える。

医療法施行令第一條の表第二十四條第一項の項及び第二十八條の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所の開設者である国立大学法人
--------------------------------	------	----------------------------

第二十二條第二項の表医療法施行令第四條の五の表第三條の二の項及び第四條第二項の項及び医療法施行令第四條の五の表第四條第一項の項を削り、同表歯科衛生士法施行令第九條の表第三條の項、第四條第一項の項、第四條第二項の項、第五條の項及び第六條第一項の項上欄中「第五條の項及び第六條第一項の項」を「第五條第一項の項、第六條第一項の項及び第八條の二の項」に改める。  
(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部改正)  
第三十六條 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令(平成十九年政令第十一号)の一部を次のように改正する。  
第三條を削り、第四條を第三條とし、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。  
別表中「第六條」を「第五條」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一條 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十二條及び附則第八條の規定は、公布の日から施行する。  
(医療法施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二條 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に第二條の規定による改正前の医療法施行令(以下「旧医療法施行令」という)第一條の規定により読み替えて適用する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條第一項から第三項まで、第十二條第二項、第十六條及び第二十七條の規定によりされた承認又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請で、施行日においてこれらの承認又は承認の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における同法第七條第一項から第三項まで、第十二條第二項、第十六條及び第二十七條の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 施行日前に旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する医療法第八条の二第二項、第九條第一項及び第十五條第三項の規定により国の機関に対し通知をしなければならない事項で、施行日前にその通知がされていないものについては、これを、同法第八条の二第二項、第九條第一項及び第十五條第三項の規定により地方公共団体の機関に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

第三条 施行日前に医療法第七條第一項及び第二項、第十二條第一項及び第二項、第十六條、第十八條並びに第二十七條の規定によりされた許可又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている許可の申請で、施行日においてこれらの許可又は許可の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第三十四條の規定による改正後の地方自治法施行令（以下「新地方自治法施行令」という。）第七十四條の三十五の規定により読み替えて適用する同法第七條第一項及び第二項、第十二條第一項及び第二項、第十六條、第十八條並びに第二十七條の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 施行日前に医療法第八條の二第二項、第九條第一項及び第二項並びに第十五條第三項並びに旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八條の規定により都道府県の機関に対し届出及び通知をしなければならない事項で、施行日前にその届出及び通知がされていないものについては、これを、新地方自治法施行令第七十四條の三十五の規定により読み替えて適用する同法第八條の二第二項、第九條第一項及び第二項並びに第十五條第三項並びに第三條の規定による改正後の医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八條の規定により地方公共団体の機関に対して届出及び通知をしなければならない事項についてその届出及び通知がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第十八條の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第二十一條の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八條の規定による医療法施行令等の技術的統替え等に関する政令の一部改正）

第六条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八條の規定による医療法施行令等の技術的統替え等に関する政令（平成二十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

（独立行政法人航海訓練所法第十四條第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的統替え等に関する政令の一部改正）

第七条 独立行政法人航海訓練所法第十四條第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的統替え等に関する政令（平成二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第八条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四条」を「第三条」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 山本 早苗  
 文部科学大臣 下村 博文  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 国土交通大臣 太田 昭宏  
 環境大臣 望月 義夫

平成二十七年三月三十一日

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十九号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第四条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十号まで」の下に「及び第十一号の二」を加え、保育所及び「保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二條又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第十二條第一項第一号において「幼保連携型認定こども園等」という。）に改め、「除く」の下に「並びに子ども子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七條第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二條第一項において「特定私立幼稚園」という。）を加える。

第十二條第一項中「第六号の二まで又は第九号」を「第六号の三まで、第九号又は第十一号の二」に改め、同項第一号中「第四十條又は」を「第四十條若しくは」に、「以下この号」を「以下この号」に、「児童厚生施設等を除く。以下この号」を「児童厚生施設等を除く。以下この号」に改め、「児童福祉施設」という。の下に、「幼保連携型認定こども園等」を加え、「以下この号」に改め、「児童福祉施設」という。の下に、「以下この号」を「含む。」に改め、「以下この号」を「含む。」に改め、「児童福祉施設」という。の下に「又は特定私立幼稚園」を、「児童福祉施設」の下に、「幼保連携型認定こども園等」を加え、又は婦人保護施設を一、婦人保護施設又は特定私立幼稚園」に改め、「保育所」の下に、「幼保連携型認定こども園等及び特定私立幼稚園」を加え、「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人